

事務連絡
令和7年12月19日

各区市町村障害福祉主管課長 殿

東京都福祉局障害者施策推進部地域生活支援課長
中山 佳子

医療的ケア児に係る居宅介護の支給決定における勘案事項について

日頃から東京都の障害福祉施策の推進に御協力いただき、誠にありがとうございます。

障害福祉サービスの支給決定については、厚生労働省の「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）（以下、「事務処理要領」という）」に則り、ご対応いただいているところです。

事務処理要領では、障害者等の障害支援区分又は障害の種類及び程度その他の心身の状況だけではなく、医療的ケア児を介護する家族等、介護を行う者の状況等も支給決定における勘案事項として挙げられています。例えば、乳幼児に限らず保護者等の就労や睡眠時間確保のため、長時間（6時間超）の居宅介護等を支給することが考えられます。詳細は下記のとおりです。

加えて、サービス等利用計画の作成にあたっては、相談支援事業所等と連携いただき、利用者・家族に対して適切に対応いただきますようお願いいたします。

記

1 支給決定及び地域相談支援給付決定の際の勘案事項（事務処理要領抜粋 P63～）

（1）障害福祉サービス

イ 当該事項を勘案すべき事項として定める趣旨

② 介護を行う者の状況

介護を行う者（障害児にあっては保護者の状況）の有無、年齢、心身の状況及び就労状況等を勘案して、介護給付費の支給を決定する。

また、障害児に係る居宅介護においては、従来より、重度の障害のため日常生活を営むのに著しく支障がある障害児本人に着目するだけでなく、障害児の属する家庭を対象として、便宜を供与してきたところである。

乳幼児期の医療的ケア児の属する家庭においては、一般的に在宅移行時における介護者の負担の増加や、医療的ケアのために24時間の対応を行っている状況等が想定されることに配慮すること。

<添付資料>

介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）抜粋

（全体版リンク）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001470632.pdf>

【担当】

東京都福祉局障害者施策推進部
地域生活支援課在宅支援担当

電話：03-5320-4325（直通）